

可燃ごみ (もやせるごみ)

出せるもの

主な品目

台所ごみ



- 生ごみ (残飯・調理くずなど)



- 貝殻

紙製品

※再生可能なものを除く



- 紙くず

- 紙おむつ (汚物はトイレへ)

食品の付着のある紙箱など

- 焼きそば・たこ焼きなどの箱で食品の付着があるもの (可能な限り、食品を取って「資源ごみ」に出してください)



プラスチック製品

※容器包装プラスチックを除く

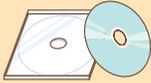
- ポリバケツ、ポリ容器



- 歯ブラシ



- CD・DVD (プラケースも「可燃ごみ」です)



- おもちゃ



ゴム製品

- 長ぐつ



- ゴム手袋



- 輪ゴム

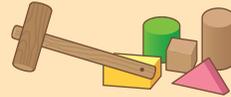
枝木

- 剪定枝



木製品

- 木づち
- 積み木



布製品

- ぬいぐるみ



- 軍手

その他

- 生花・草木・枯葉
- 乾燥剤・保冷剤



出し方のルールとマナー

以下の点に注意してください。

必ず
**可燃物用指定袋で
出してください!**



可燃物用指定袋に入らない場合は**粗大ごみ**として出してください。

- 生ごみは十分水切りをしてください。
- 紙おむつは汚物をトイレで流したうえで出してください。
- ひも類などの長いものは、長さ2m以下に切って出してください。
- 長いものや幅の広いもので長さ2m以下に切れないもの、または指定袋に入らないものは「粗大ごみ」扱いとなります。
- 不燃ごみは絶対に入れないでください。
- 木材(枝を含む)類を「可燃ごみ」として処理する場合は、指定袋に入る長さで太さ5cm以下にして出してください。
- 草木についた土は取り除いてください。
- ペットのフンは入れないでください。

事業系ごみは町の収集には出せません

町が収集するごみは、町内の一般家庭から排出されるごみに限られています。このため、事業所から排出されるごみ(事業系一般廃棄物)は、たとえ町の指定袋を使用したとしても出すことはできません。桑名広域清掃事業組合リサイクルの森に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者(環境防災課にお問い合わせください)に委託するなどして適正に処理してください。

なお、事業所が使用するごみ袋は、異物が混入していないか確認できるような透明な袋に限定しています。透明であれば市販の袋で構いませんので、スーパーなどで購入して排出してください。

参考

東員町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、その減量に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「製造等」という。)に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、製造等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めるなど再生利用を促進しなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し町の施策に協力しなければならない。

廃棄物の焼却(野焼き)禁止

ごみの野焼きは平成13年4月1日より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、例外を除き全面的に禁止となっています。

また平成14年12月から一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用が禁止されています。

廃棄物(ごみ等)の野焼き行為は、廃棄物処理法等の法令により禁止されるとともに、罰則規定があります。

法令25条の15に「第16条の2に掲げる例外規定に違反して廃棄物(ごみ等)を焼却した者は、5年以下の懲役、若しくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、又はその併科に処せられます」と規定されています。

●野焼き禁止の例外

- 1.国又は地方公共団体がその施設の管理のために必要な廃棄物の焼却
- 2.震災、風水害、火災などその他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3.風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4.農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5.たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記のような「野焼き禁止の例外」もありますが、むやみに焼却してよいのではなく、周辺住民等から苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。

風向きや時間帯によっては「草木を燃やしているので煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調が悪い人がいるので困る」といったような苦情が多々あります。

生ごみの水切りはしっかりと!

生ごみの大部分は水分といわれています。生ごみの水分は腐敗を促進させ、悪臭の原因となります。生ごみを出す際は、次のことを徹底しましょう。

① できるだけ水に濡らさない

シンク内の三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れると、水分をたくさん含んでしまいます。できるだけ水に濡らさないように心掛けましょう。



② しぼって乾かす

お茶がらやティーバッグは多くの水分を含んでいます。しぼったり乾燥させてから出しましょう。



③ ごみ出し前にひとしぼり

たまった水分を「ぎゅっと」しぼってから出しましょう。



水切りすると…

嫌な臭いが減って 集積場が清潔に!

生ごみから出る汁で集積場が汚れたり収集車から道路に漏れ出ることもなくなります。



ごみが軽くなって ごみ出しもラク!

収集車への積み込みもスムーズになり、効率的に回収できます。



ごみを乾燥させるための 費用が軽減される!

水分の多い生ごみは、燃やすのに時間がかかります。水切りをすることで、効率よくごみを燃やすことができ、焼却量も減らすことができます。



生ごみ推肥化容器などへの補助

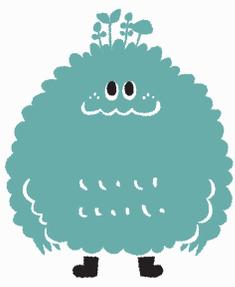
	生ごみ推肥化容器設置補助	生ごみ処理機設置補助
条件	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する一般家庭 1家庭につき2個を限度 過去に容器を購入して、この補助金を受け、7年以上使用後に使用不能と認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する一般家庭 過去に容器を購入して、この補助金を受け、7年以上使用後に使用不能と認められた場合
補助金額	取得価格の1/2で、最高限度額4,000円(円未満切り捨て)	取得価格の1/2で、最高限度額30,000円(円未満切り捨て)
必要書類	・ 交付申請書* ・ 領収書 ・ 購入機種のわかるもの(パンフレット・取扱説明書等のコピー)	

(申請書の提出期限) 容器購入後60日以内。

* 交付申請書は役場環境防災課・笹尾連絡所で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

雑紙は資源ごみへ出しましょう

紙類は、分別することでリサイクル可能な「資源ごみ」として出すことができます。ご協力をお願いします。



雑紙(ざつがみ)とは、
具体的に以下に示すものをいいます。
これらは「資源ごみ」として
出してください!

ティッシュボックス

可燃ごみへ

取り出し口のビニール部分は取り除いて可燃ごみへ

封筒

可燃ごみへ

窓付き封筒のセロハン部分は取り除いて可燃ごみへ

カレンダー・ポスター

不燃ごみへ

金具・ビニールやプラスチックなど紙以外の部分は取り除いて可燃ごみや不燃ごみへ

紙箱(食品等の空き箱)

汚れのひどいものは可燃ごみへ

パンフレット・はがき

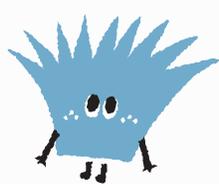
ビニール加工してあるものは可燃ごみへ

紙袋・包装紙

持ち手が紙以外の場合
は取り除く
袋本体がビニール加工してあるものは可燃ごみへ

ノート・メモ用紙・プリント類

金具・ビニールやプラスチックなど紙以外の部分は取り除いて可燃ごみや不燃ごみへ



紙コップなど水に溶けない加工が
してあるものも出せないだよ。